

光風会訪問看護ステーション

令和7年4月1日～

精神科訪問看護利用料(医療保険)

(単位:円)

基本料金	機能強化型訪問看護管理療養費1(月初日)	13,230	看護職常勤7人以上(2は5人以上)かつ6割以上・24時間対応体制の届出・休日も含めた計画的な訪問看護の実施・重症度の高い利用者の受入れ・ターミナルケアの実施・居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置・情報提供や研修等の実績・専門の研修を受けた看護師の配置により月の初日にいずれかを算定する
	機能強化型訪問看護管理療養費2(月初日)	10,030	
	訪問看護管理療養費1(月2日目以降)	3,000	訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者であるものが占める割合が7割未満であり、別表7、8に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有する
	精神科訪問看護基本療養費(I) 週3日まで30分未満	4,250	夜間早朝の訪問は2,100円が加算 深夜の訪問は4,200円が加算
	精神科訪問看護基本療養費(I) 週3日まで30分以上	5,550	
	精神科訪問看護基本療養費(I) 週4日目以降30分未満	5,100	
	精神科訪問看護基本療養費(I) 週4日目以降30分以上	6,550	
	精神科訪問看護基本療養費(IV)	8,500	在宅療養に備えて一時的に外泊している者
加算項目	24時間対応体制加算(月1回)	6,800	利用者又はその家族等に対し24時間の対応体制にある場合、看護業務の負担軽減の取組を行っている場合
	特別管理加算Ⅰ(月1回)	5,000	在宅麻薬等注射指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている者、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態にある者
	特別管理加算Ⅱ(月1回)	2,500	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている者、人工肛門又は人工膀胱を設置している者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者、真皮を越える褥瘡の状態にある者等
	緊急訪問看護加算(月14日目まで)	2,650	利用者又はその家族の求めに応じて、主治医の指示により連携する訪問看護ステーションが緊急訪問看護を実施した場合
	緊急訪問看護加算(月15日以降)	2,000	
	複数名訪問看護加算(週3回)	4,500	看護職員が他の看護師等と訪問した場合
	長時間訪問看護加算	5,200	1回の訪問が90分を超えた場合
	複数回訪問加算	4,500	1日に2回訪問した場合の加算
	退院支援指導加算	6,000	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合
	退院支援指導加算(長時間)	8,400	退院日に在宅での療養上必要な指導を長時間行った場合、または複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合
	退院時共同指導加算	8,000	退院等にあたり、医療機関等と在宅での療養上必要な指導を行った場合に加算、特別管理加算の対象者は特別管理指導加算2,000円も合わせて算定
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	医療機関の求めにより共同でカンファレンスに参加し療養上必要な指導を行った場合
	専門管理加算	2,500	専門の研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合
	訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)	50	居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより利用者情報を取得活用し訪問看護を行った場合
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(月1回)	780	看護職員等の賃金の改善を図る体制にある場合
	訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000	在宅で死亡した利用者(24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む)
	訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000	特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(24時間以内に特別養護老人ホーム以外で死亡した者を含む)

* 利用料は上記金額に各医療保険の一部負担割合を乗じた金額になります。

◎ その他の利用料

【加算利用申し込み】

訪問交通費(片道10km以上)	250 円
営業日以外利用(1回毎に加算)	800 円
※ただし、12/30～1/3の期間のみ	3,000 円
死後の処置料	3,500 円
◎ 保険外訪問の場合	
30分未満	4,500 円
30分を超え60分まで	8,000 円
60分を超える	12,000 円
◎ 医療材料費等	実費負担

24時間対応体制加算	
特別管理加算Ⅰ	
特別管理加算Ⅱ	
情報提供療養費	